

【新規格付け】 社会福祉・医療事業団 証券コード：非上場

第1回社会福祉・医療事業団債券： A A

格付投資情報センター(R&I)は、上記につき格付けを公表しました。

【格付け理由】

社会福祉施設、医療施設向けの融資を主な業務とする特殊法人。少子・高齢化が急速に進んでおり、関連インフラを整備する政策的な重要性は極めて大きい。事業を支える制度も現時点では強固である。ただ中長期にわたり現在の事業構造を維持できるかやや不透明だ。福祉施設向け債権は大幅な増加が続いており、今後効率が悪化する懸念がないと言えない。医療機関の経営環境も悪化している。このため貸付債権の質が劣化する可能性を無視できない。格付けにはこうした中期のリスクを織り込んでおり、方向性は「安定的」である。

政府全額出資の特殊法人である事業団は、設立根拠法に示された役職員人事や事業上の許認可関係、実体的な事業のスキームのほか、歴代理事長には厚生行政トップが就任するなど、政府との一体性は極めて強い。事業団は国の社会福祉・医療政策を支える唯一の執行機関であり、その事業内容は多岐にわたる。事業内容や事業団が果たす役割を吟味したうえで、格付け評価の中心を貸付事業に置いた。評価のポイントは、量的充足に向け、インフラ整備が急がれること、社会的弱者が尊厳のある生活を送るためのサービスを対象としていること、である。社会福祉施設は、インフラとして整備の必要性が最も高い部類に入ると考えられる。ゴールドプラン 21 に示されているとおり、在宅系・施設系介護サービス、生活支援系サービスを問わず、施設整備が福祉政策の最重点課題だ。高齢化の進行で要介護者が増加する一方、核家族化などで家庭の介護負担能力が低下しているからである。医療では医療機関の体系化、病床過剰/不足地域の適正化、医療サービスの高度化などが政策上の要請である。

事業団の機能は長期・固定・優遇金利での融資という手法を使って福祉、医療政策を実現することである。実際に資金を貸し付ける相手は社会福祉法人、医療法人が中心になる。社会福祉法人の直接的な認可は都道府県であるが、認可の審査、特に経営力の判断において事実上、事業団が審査機能を担っている。福祉貸し付けの独占性は極めて強い。事業団は特殊法人でこの領域を扱う唯一の存在であり、民間との関係においても事実上独占状態にある。制度面では社会福祉法人が基本財産を処分したり、事業団以外に担保提供する場合には認可権者である都道府県知事の承認が必要であるが、一方で厚生労働省の指導によって、その場合の承認は原則として与えないという運用がなされている。

社会福祉法人の施設整備は国の補助金が50%、地方自治体の補助金が25%支給され、法人自身が資金を調達するのは4分の1である。そのうち最も多いのが事業団からの借入れである。この場合、民間機関から借りるとなれば担保提供が必要になるが、事業団以外への担保提供には厳しい制限が設けられており、これが事業団の存在を意義付ける大きい要素になっている。また医療法人の審査には医療機関の収入の大部分を占める診療報酬について複雑な知識が必要になるなど、専門性が高い。民間金融機関からみても、入所者や入院患者の存在、担保物権処分の可能性、高い専門性が要求されることからみれば、社会福祉法人、医療法人とも有担保で融資する対象としては慎重な判断が必要であろう。

年金担保貸付事業は旧年金福祉事業団から移管され、2001年4月から事業団が行うことになった事業である。年金受給権については年金法上担保提供が禁止されているが、例外的に唯一事業団が行うことが認められている。貸付金額、貸付期間など制度上の条件が厳しいため、事業として見た場合の信用力は高いと判断している。

福祉貸付・医療貸付事業での資金調達はほぼ全面的に政府借り入れ（財投資金）に依存している。整備のために財投資金を用いる手法は他のインフラ整備と共通であるが、大きく異なるのは、優遇金利が適用され、逆ザヤ金利で貸し付ける点であり、金利差の不足額分と管理費相当分を国からの補助金で埋めている。損益面から見た信用力は、この構造が維持されるかどうかにかかっている。

貸付債権には原則第1順位の抵当権が設定される。リスク管理債権の貸付残高に対する比率は、他の特殊法人に比べて低い。ただ、その大半は医療貸付が占め、今後の動向にはやや注意を要する。

日本の現状から見て、老人福祉施設や介護サービスの拠点など、関連インフラを整備する必要性は極めて大きい。事業の中心を占める貸付事業の政策的重要性は大きく、事業団が行う貸し付け、助成、給付、情報提供などの手法を使って、政策を執行していく必要性に変わりはない。ただ、財政構造改革が喫緊の課題となるなかで、事業団が現状通りの強固な枠組みを維持できるかどうか、は慎重に見る必要がある。将来、福祉貸付を中心にして事業が拡大していく公算は大きい。それだけに、効率性の維持・向上が求められるが、客観的な評価が難しい領域でもある。医療貸付では、医療機関の経営環境が厳しさを増すなかで、貸付債権の質が劣化する可能性がある。リスクが顕在化した場合に、事業のあり方や制度の見直しにつながる可能性も考えられ、格付けではこうした要素を総合的に考慮した。中長期的なリスクを格付けに織り込んでいることから、格付けの方向性は「安定的」である。

なお、2001年12月に特殊法人等整理合理化計画が閣議決定され、事業団は独立行政法人に移行することになった。これは新法人に承継する事業の政策上の重要性が認められたと評価できる。債権・債務も適切に引き継ぐと明記した。ただ特殊法人から移行する独立行政法人の法的位置付けの詳細を現在の独立行政法人通則法で見通すのは困難だ。このため新法人の個別法が整った段階で格付けを見直す。また中期計画の内容や期間など独立行政法人移行後の運営内容についても明らかでない。いずれも今後議論が進み、枠組みを整備するものとする。こういった理由から今の時点で独立行政法人への移行を格付けに織り込むのはきわめて限定的にした。今回の格付け結果は政府との一体性と事業体としての債務返済能力を総合的に判断する財投機関債格付けの考え方に基づいている。

【格付け対象】

発行者：社会福祉・医療事業団（証券コード：非上場）

名 称	第1回社会福祉・医療事業団債券
発行額	100億円
発行日	2002年2月19日
償還日	2005年2月18日
表面利率	0.42%
格付け	A A（新規）
受託会社	日本興業銀行
担 保	一般担保
他の財務上の特約	な し
備 考	商法の規定に基づく社債管理会社ではなく、 社会福祉・医療事業団法に基づく受託会社が置かれる

長期優先債務格付け： A A

長期優先債務格付けとは、発行体の負うすべての金融債務について回収の程度を考慮する前の、総合的な履行能力についてのR&Iの評価である。

この格付けは、原則として全ての発行体に付与される。個々の債券の格付けは、契約の内容等を反映し、長期優先債務格付けを下回る、または上回ることがある。